

【企業用】

職員がお伺いします！

マイナンバーカード 申請受付出張サービス



ぜひご利用ください

5人以上の方がまとまってマイナンバーカードを申請する場合に、職員が企業等に訪問し、その場で顔写真撮影とマイナンバーカードの申請を受け付けます。

対象

市内に事業所または事務所を置く企業等
※5人以上の方がまとまってマイナンバーカードを申請する場合

実施日時

平日の9:30～16:00

場所

希望する事務所、事業所等



申込方法

電話等で、**希望日の1週間前まで**に市役所市民課へお申し込みください。

出張申請 受付の流れ

①お申し込み

希望日の1週間前までに電話等でお申し込みください。



②日程・会場の調整

日程が重なった場合には、調整させていただきますことがあります。

※お申し込みの際に、申請する方の**氏名・生年月日・住所、希望日時、希望する場所**を確認します。下記メールアドレスもしくはFAX番号宛にリストを提出していただきます。**(実施希望日の1週間前まで必着)**

メールアドレス:shiminkiroku@city.nihonmatsu.lg.jp FAX:0243-62-2600

③希望者への周知

企業等内で、希望者に対し、出張申請受付日時や必要書類について周知してください。



④出張申請受付開催

職員が申請場所にお伺いして、顔写真を撮影し、申請受付を行います。

※必要書類は裏面の「持ち物リスト」をご確認ください。

マイナンバーカードは、
1～2カ月程度で
出来上がります

お申し込み・お問い合わせ

二本松市役所市民課 ☎0243-55-5104

持ち物 リスト

●本人確認書類（原本）

※カードを受け取る際の受け取り方法によって違います。

カードを自宅へ 郵送する場合	A書類を 2 点	または	A書類を 1 点 + B書類を 1 点
カードを市役所・各支 所で受け取る場合	A書類を 1 点	または	B書類を 2 点

A書類	B書類
<ul style="list-style-type: none">・運転免許証・住民基本台帳カード（写真付き）・パスポート・在留カード・身体障害者手帳・療育手帳・運転経歴証明書（平成24年4月1日以降に交付されたもの）など	<ul style="list-style-type: none">・健康保険証・介護保険証・年金手帳・医療受給者証・社員証・学生証・官公署発行の身分証明書・預金通帳 など

●個人番号カード交付申請書（QRコード付き）

※国から送付されている申請書です。

※紛失した場合は再発行できます(市内在住の方のみ)ので、事前にお知らせください。

●通知カード（お持ちの方）

●住民基本台帳カード（お持ちの方）

◎15歳未満の方または成年被後見人の方の申請

○ご本人と法定代理人が一緒にご来場ください。

○ご本人と法定代理人双方の本人確認書類が必要です。

○代理権の確認書類・・・戸籍謄本、登記簿謄本等の資格を証明する書類（3カ月以内に発行された原本）※15歳未満の法定代理人で、二本松市に住所または本籍があり、代理権の資格が確認できる場合には、戸籍謄本は不要です。

実施条件

- ①企業等の従業員による申請が、5人以上見込まれること
- ②申請者の氏名・生年月日・住所を申し込みの際に伝えられること
（※申請者リストを提出していただきます）
- ③申請受付の場所、机・椅子・電源の準備ができること
- ④企業等内で申請者に対し、下記の点について周知できること
 - ・出張申請の実施日時・場所
 - ・出張申請時に持参する書類
 - ・マイナンバーカードの出張申請が可能な方の条件（下記参照）
- ⑤企業等内に二本松市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員がいないこと。

出張申請が 可能な方

次のすべての条件を満たすこと

- ①申請者本人（15歳未満の方及び成年被後見人の方は法定代理人と一緒に）が受付場所に来ることができること（代理人による申請はできません）
- ②二本松市以外に住所がある方は、現在の名前・住所になっている個人番号カード交付申請書（QRコード付き）があること
- ③すでにマイナンバーカードの交付申請を行っていないこと
- ④上記に定める当日受付時に必要な書類を持参できること